

第533回広島地方最低賃金審議会
議事録

令和3年3月23日(火)

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

第 533 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 3 年 3 月 23 日（火）8:56～9:24

場所

広島合同庁舎 1 号館 5 階 1 号会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、酒井会長代理、井上（道）委員、岡田委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員、山田委員、

【使用者代表委員】

池久保委員、石井委員、中野委員、藤本委員、吉田委員

【事務局】

中山広島労働局長、巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、

坂本賃金指導官、小松専門監督官、福丸専門監督官

議題

- (1) 広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について
- (3) その他

○三井会長

それでは定刻より若干早いのですが、皆さんお揃いになられましたので、た
だ今から第 533 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず事務局から、本日の各委員の出席状況を報告してください。

○吉川賃金室長補佐

本日の審議会の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名、労働
者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名の計 15 名の委員に御出席をいただいて
おります。開催に当たっての、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たし
ており、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る 3 月 10 日から 3 月 16 日までの間、本審議会の公開に係る公示を
行ったところ、傍聴の申込みはございませんでしたので御報告申し上げます。

以上でございます。

○三井会長

それでは、議事（1）「広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定」について審議したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○坂本賃金指導官

本年度の広島県特定最低賃金の改正につきましては、お手元に机上配布した資料の「令和2年度広島県最低賃金審議経過一覧」及び資料No.2、ページ番号2の「令和2年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する官報公示（写）」のとおり、令和2年11月27日付官報に公示され、改正審議のあった7種類全ての特定最低賃金が改正されました。前回の第532回本審議会において、官報公示日を令和2年11月30日と案内しておりましたが、公示集中日であったため、前倒しで令和2年11月27日に公示し、令和2年12月31日を発効日とする指定日発効に変更になりました旨連絡させていただいたところです。

なお、8種類の特定最低賃金に係る全国の改正状況につきましては、資料No.3-1から3-8、ページ番号3から10にお示ししております。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

つきましては、本年度の広島県特定最低賃金の改正が終了したことから、7種類の特定最低賃金専門部会の廃止について、御審議をお願いいたします。

○三井会長

事務局からの説明のとおり、本年度の特定最低賃金の改正は、全て終了いたしましたので、7種類の特定最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

異議なし

○三井会長

はい。異議なしということで、御承認いただいたものと認めます。それでは、7種類の特定最低賃金専門部会の廃止を決定させていただきたいと思います。これに関して、事務局から何か補足説明等ございますでしょうか。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、7種類の特定最低賃金専門部会の廃止を決定していただきましたの

で、本審委員以外の特定最低賃金専門部会の委員の皆様方には、速やかに解任通知を送付させていただきます。

なお、本日御出席の本審委員につきましては、先ほど各専門部会の廃止を御確認いただきましたので、解任通知の送付は省略とさせていただきますので、御了承願います。

○三井会長

続いて、議事（2）でございますが、「令和3年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○坂本賃金指導官

広島県特定最賃に係る改正の申出に関する意向表明について説明します。令和3年度広島県特定最低賃金の改正の申出に関する意向表明につきましては、お手許の資料No.4及び資料No.5-1から5-8、ページ番号11から19にありますとおり、設定されている8種類全ての特定最低賃金の改正申出に関する意向表明が、広島労働局長あてに書面で提出されております。

改正申出は、例年6月中旬から7月初旬にかけての期間を目途にお願いしておりますので、今後、疎明資料を添付して正式に申出がなされました場合は、事務局で内容を点検させていただいた後に、御審議をいただくことになります。

なお、特定最低賃金の改正申出において、参考となります各設定業種に係る適用労働者数及び適用使用者数につきましては、資料No.6、ページ番号20から21にお示ししております。

以上です。

○三井会長

それでは、事務局の資料説明も踏まえまして、意向表明をされた労側から説明をお願いしたいと思います。

○橋本委員

それでは、私橋本のほうから意向表明をさせていただきます。ただいま事務局から報告いただいたように、本年8業種を改正の申し出の意向表明を提出させていただきました。お示しの通り、8業種のうち4業種が労働協約ケース、残り4業種が公正競争ケースとなっております。これから6月末ごろまでに書類の準備提出させていただきます。なお、昨年も8業種申出させていて、7業種御審議いただいたわけですが、本年も8業種が必要性ありとして審議してい

ただけますように努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○三井会長

はい、ありがとうございました。ただ今、特定最低賃金の改正について、労側委員から意向表明がございました。その前に、事務局から説明もありましたが、これに関して御意見、御質問はございませんか。

使側から、何か御発言はないでしょうか。

○中野委員

意向表明には別に結構でございます。

○三井会長

わかりました。それでは、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明を、労働者側から受けたということで、この議事は終了とさせていただきます。

その他に、委員の皆様から何か御発言等がございますか。

よろしうございますでしょうか。

それでは、議事（3）「その他」に移ります。

事務局から、説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい、事務局より2点お知らせをさせていただきます。

1点目は、令和3年度の審議会開催スケジュールについてです。

お手元にお配りしております机上配布の資料になります。令和3年度 地域最低賃金審議会・専門部会スケジュール（事務局案）を御覧ください。右半分につきましては、令和2年度の実績で、左半分が令和3年度の予定となります。現在の案という御提案でございます。

例年、広島県最低賃金は、10月1日発効を目標に御審議をいただきまして、近年はその通りに実現しております。発効までには、最低賃金法第11条に定める15日間の異議申出期間、そして同法第14条に定める30日間の官報公示期間等必要期間を要しますので、こういった日数を考慮したうえでの審議をしていただく必要があります。

その流れをこの表を使い、簡単に御説明いたします。

表の左側の「令和3年度予定」の列を御覧ください。

中央最低賃金審議会の目安委員会において全国をA～Dランクまで4つのランクに分けて引上げ目安額が審議されます。現在、本省からの情報では、中央最低賃金審議会の目安審議会の日程は、表中に赤字で示しておりますが、来年度は、オリンピックの開催を踏まえ、例年より多少早い6月22日（火）に大

臣から中賃審議会に目安諮問がされます。その後数回の小委員会を開き、7月16日（金）に中賃審議会から大臣へ目安答申という予定となっております。

地方では、並行して労働局長から各地方の最低賃金審議会へ地域別最低賃金改正諮問がなされます。広島の令和3年度の地方最低賃金審議会の1回目、通算では534回となります。広島地方最低賃金審議会を7月2日金曜日に、中賃目安額伝達の第535回本審を8月3日火曜日、それに続いて専門部会において、具体的な金額審議をしていただきます。皆様に御審議いただきまして、8月5日の第536回本審で答申をいただきますと、15日間の異議申出期間を挟み、8月23日の第537回本審において改正内容が決定されると、官報公示手続きを経まして9月1日に官報公示、30日後の10月1日に発効という流れになっています。

もし、1日遅れて、8月6日に答申をいただきますと、すべて1日遅れの、10月2日発効となってしまいますので、10月1日発効とするためには、遅くとも8月5日に地域別最低賃金の答申をいただく必要があります。

なお、10月1日の発効を目指す地方審議会は多く、本年も多くが8月5日を答申日に設定するものと思われますので、8月5日の午後に本審を設定する案となっています。

皆様方は第54期広島地方最低賃金審議会委員であります。1期2年の任期ですので、令和3年度の審議は、第55期の方で御審議をいただくことになります。後ほど申し上げますが、何名か委員の交代もございますので、また、正式なスケジュールは4月以降改めまして御通知させていただきます。来期も委員に推薦されておられます委員におかれましては、現時点では8月3日、8月5日、8月23日についての日程の確保をお願いいたします。スケジュールについては、以上でございます。

2点目は、ここ数年間で実施してまいりました事業場視察についてです。

昨年はコロナ感染症の影響によりまして、視察できる状況ではなく、中止とさせていただきました。

視察の目的は関係委員に地域の実態を直接御確認いただき、審議の参考としていただくことです。前回の視察後のアンケートでも有意義であったとの評価をいただいているようですので、開催の方向で考えたいと思います。まだコロナ感染症の影響で見通せないところもございますので、次期委員の皆様方の御意見、御要望をお伺いしたうえで決めてまいりたいと思っておりますので、その節はどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○三井会長

はい、ただ今の事務局の説明につきまして、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

○中野委員

すいません。

○三井会長

はい。どうぞ。

○中野委員

今回、中賃の目安答申が（7月）16日で、こちらのほうでの開催されるのが8月3日ということなんんですけど、いつもタイトな日程で毎日毎日やつてもそんなに金額が変わるもの状況にはないと思うので、16日から8月3日までの間で、早く出来ないのですか。

○狭間室長

8月3日の開催というのは、これはあくまでも案でございまして、目安が16日に来ましたら、それ以降に伝達、審議会の開催は可能であると思います。

○中野委員

他の委員の皆様方がどうお考えになるかわかりませんが、いつも3日にやつて5日か6日で、その3日間ぐらいでそんなに金額が変わることはそうそうないと思うのです。だから早くスタートできるのであれば、するほうがいいのかなと個人的に思っているので、検討いただければ幸いです。

○角委員

発言よろしいでしょうか。

○三井会長

はい、どうぞ。

○角委員

確かに、中央のスケジュールに則ってスムーズに進めていくことは、悪いことではないと思いますが、それだけ審議・結審が早まるということは、広島がトップバッターということも想定されます。いろんな影響もあるかと思いますので、突出したスケジュール感というより、周りを見てからのほうがよろし

いのではないかと思うのですが。

○中野委員

使側は、別にいいです。一番に決めようが。しかし10月1日発効となれば、早く決まっても指定日発効ということで対応すれば、問題ないことすけど、最終的に3回目か4回目かは別にして、その時をぎりぎりに設定しておけば問題ないかなと、タイトに3日・4日・5日で専門部会を3日続けてやってもそんなに金額が変わる状況ではないかと。7月の後半から1回目をやって、8月の頭に2回目をやって、少し日付を開けて3回目を（やる）そういう流れが組めないかと思い発言させてもらっています。皆様が難しいようなら、あえて押し通す気はございませんけど。

○角委員

個人的な業務的なこともあります、東京オリンピックを意識したスケジュール取りをさせていただいておりますが、私ないし、私の産別、ちょっと東京オリンピック・パラリンピックのことも踏まえて年間のスケジュールが組まれている以上、個人的には（事務局から）お示しいただいた範囲で例年通りの日程のほうが嬉しいところであります。

○三井会長

はい、他になにかございませんでしょうか。それでは今両側の委員が言われたことを勘案し、事務局で考えて意見を聴取しながら、方向を探っていただきたいと思います。はい、ありがとうございました。

○狭間室長

それでは、今お二人より御意見をいただきました。第3回目の専門部会に併せまして第536回の本審につきましては、やはり全国の結果が多く出る8月5日の午後ということでお願いできればと思っております。また、その前の専門部会等につきましては、若干余裕を持った日程は可能ですので、またこれにつきましては皆様の御意見をお聞きしつつ、4月以降に案を提出させていただきたいと思います。

○三井会長

はい、それでは事務局のほうで、諸事情を考慮して勘案して、4月以降に新たなスケジュール案の作成をお願いします。その他、全体を通し、御意見御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ここで中山労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく、お願ひいたします。

○中山労働局長

おはようございます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。また、本日が令和2年度の審議会の最終回でございますけれど、この間長きにわたり、御議論いただきましてありがとうございました。特に令和2年度はコロナ禍という中で、中賃のほうもはっきりした形を示すことなく、まさに地方に委ねられた非常に難しい中での御審議を重ねていただいたわけでございます。そうした中で、地域別最賃については871円が踏襲され、特定最賃については7業種で1円以上の引上げが実現するといった決着を得たわけでございます。公労使のそれぞれの先生方の高邁なご判断に感謝をしているところでございます。早速これから令和3年度の審議に向けたスケジュールの調整をするところが始まっているわけでございます。昨日の新聞等で読んだ範囲でございますけれど、経済財政諮問会議で、いろいろな意見が出ておるようです。このことが直ちに地方の議論に反映されるかどうかは全く別物でございますけれど、最低賃金という施策手段がまさにその地域への人材管理と絡めて議論される時代が来ているのかと新たな驚きをもってその動きを見ているとともに、最低賃金審議会の役割がまた一段と多くなって来たなと感じているところでございます。そうした中で来年度は、オリンピック・パラリンピックもある中、非常に暑い中でこちらも議論を戦わせていただく、そういうことになるのだと思ってています。そうした中で本年度末、本日をもって御退任される委員の方々も長らくの御労苦に感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

○三井会長

どうもありがとうございました。最後に事務局の方から何かございますか。

○狭間賃金室長

今回の審議会をもちまして御退任される委員の方が3名いらっしゃいます。

労働者側代表山田敏正委員、使用者側代表吉田大蔵委員、同じく藤本光徳委員です。一言ずつ御挨拶をいただけますでしょうか。

○山田委員

期の中途からではございましたが、大変お世話になりました。特に経営側委員の皆様より審議を通して前向きな、建設的な御審議をいただいたことにこの場をお借りして感謝申し上げます。また、コロナ禍という非常に難しい環境下の中に公益委員の皆様方に非常に適切なジャッジをいただき、心より感謝しております。来年度以降も引き続き御審議されると思いますが、陰ながらサポートしていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

○吉田委員

2期4年お世話になりました。正直、4年が短いのか長いのか私にはわかりません。最初の3年間は2%、3%20数円で揉めると、最後の1年間は1円で揉めるという、両極端な経済環境の中で担当させていただきました。大変勉強になりました、ニュースや新聞で最低賃金という言葉が出ると反応してしまう自分がいました。先日もアメリカの最低賃金が15ドルだったか1500円だったかわかりませんけれど、そういう単位を耳にしまして、日本も先進国としては、雇用制度は違うにしても遅れているのかなと感じました。引き続き私は、経営者として社員の賃金が上がるよう経営環境を改善していきたいと思っていますので、ここにいる皆様方もよろしくお願ひいたします。なお、後任について引き続いてよろしくお願ひいたします。

○藤本委員

私は、任期の中の途中となる形ではありました、1年半お世話になりました。前任の方が病気ということで急遽ピンチヒッターということで大任を担うことになりました。その中でコロナもありましたし、わからぬことばかりでした。その中で、いろいろ先生方に支えられて、それぞれの立場もありますけれど、いろいろ教えていただきながら何とかできたのかと思います。仕組み上は最低賃金のことを知っておりましたが、実際審議することは、非常に学びの場になったことは事実です。この経験を活かしていきたいと思います。後任は私共の傘下の組合の事務局長の方にお願いしようと思っておりますので、より現場に近い形で意見を言っていただけることだと思います。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○三井会長

はい。ありがとうございました。本日の議事録署名者は、労働者側は角委員、使用者側は中野委員でお願いいたします。

以上をもちまして、第533回広島県最低賃金審議会を閉会いたしたいと思い

ます。

皆様、年度末のお忙しい時期にどうもご苦労様でございました。

(了)